

平成29年度 彦根市子ども・若者プラン該当施策 新規・拡充事業概要（案）

基本視点	1 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり
施策	1 (1) 子ども・若者を応援する体制の整備充実
	<p>○ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため設置した、彦根市子ども・若者総合相談センターに、新たにコーディネーターを配置し、子どもの貧困対策を含めた子ども・若者の総合相談窓口を設置する。(子ども・若者支援事業)【貧対】</p> <p>○社会福祉協議会と連携・協力し、子どもたちを応援する地域者支援者を、人材育成から活動の運営までをトータルにサポートする体制を整備するとともに、フードバンクや制服等のリユースの仕組み・体制づくりを検討する。(子ども・若者支援事業)【貧対】</p> <p>○周産期の相談支援体制の整備充実を図るため、周産期調整会議のメンバーに子育て支援に関する関係機関を入れ、切れ目のない体制の検討を行う。(まち・ひと・しごと妊娠出産包括支援事業)【貧対】</p>
施策	1 (2) 子ども・若者育成のための社会環境づくり
	<p>○図書館サービスの向上を図るため、平成29年6月から毎週1日、午後7時まで開館時間を延長する。(図書館サービスの向上事業)</p> <p>○人権・福祉交流会館において、夏季休業中の学童保育の期間中、子どもたちが安心して参加できるよう養護教諭を常駐させる。(学童保育事業)【貧対】</p>
基本視点	2 子ども・若者の育ちに応じた支援
施策	2 (1) 地域における子育て支援の充実
	<p>○彦根市ホームページに子育て情報分類ページ(子育て応援サイト)を開設し、子育て情報を見やすく提供する。(地域子育て支援事業)</p> <p>○地域における子育て支援の充実を図るため、東山児童館に地域子育て支援拠点を新たに整備する。(東山児童館運営事業)【貧対】</p>
施策	2 (2) 保育・教育の充実
	<p>○民間保育所の臨時職員を対象に、処遇改善のための人件費補助を行う。(保育所職員人材確保事業)【貧対】</p> <p>○待機児童の解消を図るため、民間事業者による利用定員90名の保育所1園の新設に対する補助を行う。(民間保育所施設整備事業)【貧対】</p> <p>○学力学習状況調査の結果分析において、特に課題の見られた中学校国語科において、教員の指導力向上を図るため、新たに教員への支援員を配置する。(学力向上推進事業)【貧対】</p> <p>○小学1年生の多人数学級において、学校生活にスムーズになじめるよう、きめ細やかな指導を行うための支援員を2学期終了まで配置する。(小一すこやか支援事業)【貧対】</p> <p>○地域住民、教員OB、大学生、NPO等の協力のもと、学習を深めたい中学生に対して、学習習得の場(地域未来塾事業)を創出する。(地域学校協働本部事業)【貧対】</p> <p>○放課後児童クラブの利用希望者を受け入れるため、佐和山小学校放課後児童クラブの専用棟の設計委託を行う。(放課後児童クラブ整備事業)【貧対】</p>
施策	2 (3) 自立に向けた支援
	<p>○ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため設置した、彦根市子ども・若者総合相談センターに、新たにコーディネーターを配置し、子どもの貧困対策を含めた子ども・若者の総合相談窓口を設置する。(子ども・若者支援事業)【貧対】[再掲]</p> <p>○社会福祉協議会と連携・協力し、子どもたちを応援する地域者支援者を、人材育成から活動の運営までをトータルにサポートする体制を整備するとともに、フードバンクや制服等のリユースの仕組み・体制づくりを検討する。(子ども・若者支援事業)【貧対】[再掲]</p> <p>○相談件数の増加や相談内容の複雑・専門化に対応するため、相談支援員の増員を図る。(障害福祉課：相談支援事業)【貧対】</p>
基本視点	3 みんなが共に育つための子ども・若者への支援
施策	3 (1) 児童虐待・配偶者への暴力などの防止
	新規・拡充事業はありません。

施 策	3 (2) 青少年非行の防止
新規・拡充事業はありません。	
施 策	3 (3) ひきこもりやニートなどへの支援
○ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、北部エリアに若者の居場所となるサロンを開設する。(子ども・若者支援事業)【貧対】 ○相談件数の増加や相談内容の複雑・専門化に対応するため、相談支援員の増員を図る。(障害福祉課：相談支援事業)【貧対】[再掲]	
施 策	3 (4) 障害のある子ども・若者への支援
○乳幼児期の様々な障害のある子どもの療育を行う子ども療育センター内に発達支援室を移し、療育事業と相談事業を1か所で行い、乳幼児期から成人期までの継続した発達支援を行うことができるよう、子ども療育センターの増築工事を行う。(子ども療育センター増築事業) ○発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、児童生徒の安全確保と学習、学校行事等への支援を行う特別支援教育支援員を増員するとともに、新たに医療的ケア支援員を配置する。(特別支援教育支援員配置事業)【貧対】 ○相談件数の増加や相談内容の複雑・専門化に対応するため、相談支援員の増員を図る。(障害福祉課：相談支援事業)【貧対】[再掲] ○重度障害児者が、日中一時支援事業を利用する場合に加算する事業所体制加算(重度加算)の額を引き上げ、重度障害児者の利用増を図る。(1,200円/回→1,500円/回)(障害福祉課：日中一時支援事業)	
施 策	3 (5) ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援
○小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、子どもを取り巻く環境の調整・改善を図り、学校の生徒指導に福祉的な視点を取り入れる。また、ケース会議での指導助言、教員の資質向上のための研修を行う。(スクールソーシャルワーカー活用事業)【貧対】 ○ひとり親家庭の子どもを対象に、学習支援や食事の提供、地域の大人と触れ合う機会を設ける。こうした「子どもの居場所」を通して、子ども自身の「生きる力」に働きかけ、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図る。(ひとり親家庭等生活向上事業)【貧対】 ○市内の介護施設等で活躍する介護サービス従事者の確保・定着および資質の向上を図るため、国家資格である「介護福祉士」の資格取得に向けた介護福祉士実務者研修受講料の一部を補助する。(地域福祉人材確保・育成事業)【貧対】 ○ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため設置した、彦根市子ども・若者総合相談センターに、新たにコーディネーターを配置し、子どもの貧困対策を含めた子ども・若者の総合相談窓口を設置する。(子ども・若者支援事業)【貧対】[再掲] ○社会福祉協議会と連携・協力し、子どもたちを応援する地域者支援者を、人材育成から活動の運営までをトータルにサポートする体制を整備するとともに、フードバンクや制服等のリユースの仕組み・体制づくりを検討する。(子ども・若者支援事業)【貧対】[再掲] ○自主財源の積極的な確保に向け、多様な媒体でPRを行い、更なる寄附金額の増額を図る。(ふるさと彦根応援寄附事業)【貧対】	
基本視点	4 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり
施 策	4 (1) 安心して出産・子育てができる環境づくり
○医療費の負担軽減を図るため、ひとり親家庭、重度心身障害者のうち18歳未満の者の自己負担金を撤廃する。(福祉医療費助成事業)【貧対】 ○特に不安の多い、産後2～3か月のお母さんが気軽に集まり、一緒に話をしたり、助産師、保健師による相談を受けることができる場を、月1回開催する。(まち・ひと・しごと妊娠出産包括支援事業)【貧対】	
施 策	4 (2) 乳幼児の発達と保護者への支援
○乳幼児期の様々な障害のある子どもの療育を行う子ども療育センター内に、発達支援室を移し、療育事業と相談事業を1か所で行い、乳幼児期から成人期までの継続した発達支援を行うことができるよう、子ども療育センターの増築工事を行う。(子ども療育センター増築事業)[再掲]	
施 策	4 (3) 安全・安心なまちづくり
新規・拡充事業はありません。	